

○栃木県立美術館管理規則

令和5年4月1日

栃木県規則第34号

栃木県立美術館管理規則を次のように定める。

栃木県立美術館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県立美術館条例（昭和47年栃木県条例第30号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、栃木県立美術館（以下「美術館」という。）の管理運営及び栃木県立美術館評議員会（以下「評議員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、展示替えその他特別の事情により必要があるときは、知事は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。）
- (2) 毎週月曜日（その日が休日に当たる場合を除き、栃木県県民の日に当たるときはその翌日）
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

(観覧時間)

第3条 美術館の観覧時間は、9時30分から17時までとする。ただし、知事が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(観覧)

第4条 美術館の常設展又は特別展の観覧は、知事が別に定める観覧券によらなければならない。

(撮影等の許可申請及び料金)

第5条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

2 条例第5条第2項に規定する撮影等料金は、別表のとおりとする。

(観覧料等の還付)

第6条 知事は、条例第6条ただし書の規定により、次に掲げる場合は、観覧料又は撮影等料金を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により、観覧又は撮影等を行うことができなかったとき。
- (2) その他知事がやむを得ない理由があると認めるとき。

(観覧料等の免除)

第7条 知事は、条例第7条の規定により、次に掲げる場合は、観覧料又は撮影等料金を免除することができる。

- (1) 学生、生徒又は学生、生徒若しくは児童の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。
- (2) 国の事業又は地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用に供するため撮影等を行うとき。
- (3) その他知事が免除することが適当と認めるとき。

- 2 観覧料又は撮影等料金の免除を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより申請しなければならない。

(遵守事項)

第8条 美術館の入館者は、知事が別に定める事項を遵守しなければならない。

(美術資料の寄託、寄贈及び貸与)

第9条 美術資料の寄託及び寄贈の受入れ並びに貸与の手続は、知事が別に定める。

(組織)

第10条 美術館に、総務課及び学芸課を置く。

- 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- (2) 文書等の収受、発送及び保存に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 予算の執行及び経理に関すること。
- (5) 美術館の維持管理に関すること。
- (6) 観覧料及び撮影等料金の徴収に関すること。
- (7) 統計に関すること。
- (8) 評議員会に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学芸課の所掌に属さない事項に関すること。

学芸課

- (1) 美術作品その他美術に関する資料（以下「美術資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術に関する専門的な調査研究に関すること。
- (3) 美術に関する展覧会、講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (4) 美術資料に関する目録、図録、研究報告書等の刊行に関すること。
- (5) 他の美術館、博物館その他関係機関、団体等との協力に関すること。
- (6) 美術資料の寄託及び寄贈に関すること。
- (7) 美術館の事業の広報に関すること。
- (8) 美術の普及に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、美術館の事業についての専門的事項に関すること。

(職員)

第11条 条例第3条に規定する職員の職は、次のとおりとする。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 副館長補佐
- (4) 課長
- (5) 主任
- (6) 主事

(7) 研究員

2 前項に定めるもののほか、美術館に次の職員の職を置くことができる。

(1) 主幹

(2) 技幹

(3) 副主幹

(4) 特別研究員

(5) 係長

(6) 主査

(7) 主任研究員

(8) 技能技術員

3 前2項に定める職にある者に対し、必要があると認められるときは、学芸員を命ずることができる。

4 館長は、非常勤とすることができる。

(職務)

第12条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 副館長補佐は、副館長を補佐し、副館長に事故があるとき又は副館長が欠けたときは、その職務を行う。

(4) 課長は、上司の命を受け、課の所掌事務を処理する。

(5) 主幹、技幹、副主幹、特別研究員、係長、主査又は主任研究員は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

(6) 主任は、上司の命を受け、複雑又は困難な事務又は調査研究に従事する。

(7) 主事又は研究員は、上司の命を受け、事務又は調査研究に従事する。

(8) 技能技術員は、上司の命を受け、自動車運転又は汽缶操作の業務に従事する。

(事務代決)

第13条 館長が不在のときは、副館長がその事務を代決する。

2 館長及び副館長がともに不在のときは、副館長補佐がその事務を代決する。

3 館長、副館長及び副館長補佐がすべて不在のときは、あらかじめ館長が指定した職員がその事務を代決する。

(評議員会)

第14条 評議員会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、評議員会の委員（以下「評議員」という。）の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

第15条 評議員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第16条 館長は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理運営及び評議員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

撮影等料金

区分	料金	
写真撮影	モノクローム	1点1回につき 1,670円
	カラー	1点1回につき 3,360円
模写・模造	1点1回につき 2,230円	
熟覧	1点1日につき 220円	
その他	知事が別に定める額	

備考：

- 1 屏風は、1双を1点とする。
- 2 1揃をなす卷子は、3巻以内を1点とする。
- 3 対幅は、3幅以内を1点とする。